

○三木市都市計画審議会条例

昭和44年9月20日
条例第17号

(設置及び目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、三木市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 専門の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 市議会の議員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 兵庫県の職員
 - (5) 市民
- 2 委員の任期は4年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命し、又は委嘱する。
 - 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、前条第1項第1号の委員のうちから、副会長は、同項の委員のうちから、委員の選挙においてこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について委員を助ける。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日条例第10号抄)

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日条例第11号抄)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日条例第12号抄)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号抄)

(施行期日)

2 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

三木市都市計画審議会議事運営要領

平成12年 5月10日
三木市都市計画審議会議決

(趣 旨)

第1条 この要領は、三木市都市計画審議会条例（平成12年三木市条例第12号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、三木市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(参 集)

第2条 条例第2条及び第3条に規定する委員及び臨時委員並びに専門委員は、通知された招集の日時場所に参集しなければならない。

2 委員は、前項の規定によりがたいときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

(代理出席)

第3条 条例第3条第1項第3号及び第4号に係る委員並びに第2条第2項の臨時委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(会長及び副会長の選出)

第4条 会長及び副会長の選出は、次に掲げる中から審議会の決する方法により行うものとする。

(1) 無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときはくじで定める。

(2) 審議会は、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

(3) 審議会は、委員中に異議がないときは、互選によって定めることができる。

(会長及び副会長の任期)

第5条 会長及び副会長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長及び副会長は、委員の職を解かれたときは、同時にその身分を失う。

3 任期途中で、会長又は副会長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の議長)

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を主宰し、秩序を保持する。

2 会長及び副会長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

3 会長及び副会長が欠けたときは、新たな会長を選出するまで事務局が会議を進める。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(定足数の調整)

第8条 会議中に委員の定足数を欠くおそれがあると認めるときは、議長は、委員の退席を禁じまた会場外の委員に出席を求めることができる。

(議題の宣言)

第9条 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

2 議長は、審議上必要があると認めるときは、数個の案件を一括して議題とすることができる。

(議題の説明等)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、幹事または関係職員に議案の説明及び意見又は報告、若しくは質疑に対する応答を求めることができる。

(議案の議決)

第11条 議案の議決は、説明、質疑、応答、採決の順序により行われなければならない。

(発言の手続き及び順序)

第12条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の委員番号を告げ、議長の許可を得たのち発言しなければならない。

2 議長は、2人以上挙手して発言を求めたときは、先挙手者と認める者を指名して発言させるものとする。

(発言の制限)

第13条 発言は、すべて簡明を旨とし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前提の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

3 議長が会議を開くことを宣言するまでは、何人も議事について発言することができない。

4 議長が採決事項を宣言したのちは、何人も議題について発言することができない。

(発言の効力及び妨害の禁止)

第14条 発言は、その中途において他の発言によって妨げられることはない。

2 会議中は、みだりに発言し又は騒いで議事の妨害となる言動をしてはならない。

(質疑打ち切りの動機)

第15条 質疑者が多数あるため、その終局が容易でないとき委員は、質疑打ち切りの動機を提出することができる。

2 前項の動機が提出されたときは、議長は、会議に諮りこれを定める。

(質疑終局の宣言)

第16条 質疑が終わったときは、議長は、その終局を宣言して表決に付きなければならない。

2 議長は、質疑が続出して容易に終局しないと認める場合においては、質疑終局の宣言をすることができる。

(採決の宣言)

第17条 議長は、採決しようとするときは、採決事項を宣言しなければならない。

(委員の表決権)

第18条 議長が採決を宣言したときは、会場にある委員は、採決に加わらなければならない。

2 委員は、自己の表決の更正を求めることができない。

3 表決の際、現に会場にいない委員は、表決することができない。

(表決の方法)

第19条 表決の方法は、無記名投票、挙手又は簡易採決によるものとし、議長がそのいずれかを採択する。

(議事録)

第20条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の年月日、時刻及び会議の場所
- (2) 出席及び欠席した委員、臨時委員及び専門委員の番号、氏名
- (3) 出席した幹事等の職、氏名
- (4) 会議において行った選挙の内容
- (5) 会議に付した議題及び案件とその内容

- (6) 議事の経過
- (7) 表決の数
- (8) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録は次の事項を除いて公開とする。

- (1) 発言した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項
- (3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(署名)

第21条 議事録には、委員2人が署名押印しなければならない。

2 前項の署名すべき委員は、議長が指名する。

(委員の辞任)

第22条 委員は、特別な理由があるときは、任期中であっても辞任することができる。この場合、辞任届を事務局を通じ市長に提出するものとする。

(雑則)

第23条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年5月10日から施行する。